

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、バスの運転士として就労していた。
- 2 請求人によると、被災者は、平成○年○月頃から、早朝に出勤した後、午後○時頃まで拘束されるような勤務形態になったという。また、被災者は、平成○年○月○日午後○時頃、バスをバックで入庫させる際に、右隣に停車していたバスの左サイドバックミラーに自車の右後方部分を接触させる事故を起こした。

その後、被災者は、平成○年○月○日、実家において縊死しているところを発見された。死体検案書には、死亡したとき「平成○年○月○日」、直接死因「縊死」、死因の種別「自殺」と記載されている。

- 3 本件は、請求人が、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者は、平成〇年〇月下旬頃にはＩＣＤ－１０診断ガイドラインの「Ｆ３２ うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと述べている。当審査会としても、被災者の症状経過及び医学的見解等に照らし、専門部会の上記意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成２３年１２月２６日付け基発１２２６第１号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

### (3) 「特別な出来事」について

請求人の本件疾病の発病前おおむね６か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表１「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表１」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」に該当する出来事は見受けられない。

### (4) 「特別な出来事以外の具体的出来事」について

被災者の評価期間における特別な出来事以外の業務による出来事について検討すると、以下のとおりである。

ア 勤務形態がローテーションダイヤによって変化したことについて

被災者の勤務形態は、ローテーションダイヤによるものであり、1 か月に○回から○回程度の変更が確認できる。

しかしながら、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、このようなダイヤの変更は日常的なものであり、被災者の生活パターンに大きな変更を与える勤務形態の変更とはいえないことから、同出来事を認定基準別表 1 の具体的出来事「勤務形態に変化があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討するも、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

イ 平成○年○月○日に物損事故を起こしたことについて

事故報告書等の資料によれば、被災者は、平成○年○月○日、会社の敷地内において、バックで入庫させる際に運転操作を誤り、右側に停車していたバスのサイドバックミラーにバスの右後方部分を接触させるという物損事故（以下「本件事故」という。）を起こしたことが認められるところ、請求人は、要旨、被災者は過去に○回物損事故を起こし、C委員会において叱責の域を超えた言動を受けたことが強烈な記憶として残っていたことから、本件事故を起こした後、再び同委員会に諮られて厳しい責任追及を受けることを想像し、強い恐怖心を抱いていたと主張している。そこで、同出来事を、認定基準別表 1 の具体的出来事「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に当てはめて検討すると、以下のとおりである。

この点について、D係長は、要旨、C委員会で、会社側が運転士を怒鳴りつける等といったことはないと述べている。しかしながら、①複数の元同僚運転手が、事故を起こした際の責任追及や事後対応について、要旨、C委員会では、複数の役職者から一方的に責められ、怒鳴られ、物を投げられるなど、業務指導の範囲を逸脱した言動を受けることになることと述べていること、②E協会の作成した報告書において、「【自殺者が出たことへの会社側の対応について】今回の事案に繋がることへの懸念材料として、多くの方が『C委員会』について話題にされたことから、その実施や方法について今一度検討されてみてはいかがでしょうか。」との記載が認められることに鑑みると、同委員会における責任の追及や叱責は相当厳しく、業務指導の範囲を超えているであろうことは十分に推認し得る。そして、被災者は過去○回の物損事故

を起こし、同委員会における責任の追及や叱責を体験していることから、本件事故を起こしたことにより同委員会で厳しく責任追及されることを予想していたと思われる。

しかしながら、決定書理由に説示するとおり、本件事故自体は、会社の敷地内での物損事故にすぎず、これが会社の倒産を招いたり、会社の信用を著しく傷つけるようなミスに該当しないことは明白であり、無事故手当が不支給になるにせよ、賠償責任が生じるといった事情も確認できないことから、たとえ、被災者が本件事故を起こしたことによって、C委員会で厳しく責任追及されることを予想していたとしても、実際には、被災者は同委員会に出席しておらず、当審査会としても、同出来事の心理的負荷の総合評価は「中」にとどまるものと判断する。

- (5) 以上から、評価期間における業務による心理的負荷は、総合評価が「弱」の出来事が1つ、「中」の出来事が1つであるから、全体評価は「中」であって、「強」に至らないものと判断する。

なお、再審査請求代理人は、会社が休憩時間と主張する時間帯において、被災者は、一定時間、労働契約上義務付けられた役務の提供を行っていたものであり、その間、労働からの解放は保障されていなかった旨主張している。

当審査会は、同主張を踏まえ、一件記録を精査し、被災者の労働時間について再度検討したが、決定書理由に説示するとおり、同僚の申述等に基づく審査官の労働時間の認定は、被災者の就労実態を正確に検討、把握した上で算出されたものと認められるものであり、同主張を採用することはできない。

### 3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。